

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成25年度第3回東村山市子ども・子育て会議				
開催日時	平成25年11月19日(火) 午後7時00分～9時00分				
開催場所	メディアホール				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 河津会長、近藤職務代理、神野委員、高橋委員、三谷委員、小山委員、林委員、村野委員、土屋委員、野澤委員、小島委員、千葉委員、山口委員、真鍋委員、森本委員</p> <p>(市事務局) 子ども家庭部：小林部長、野口次長</p> <p>子育て支援課：森脇課長、木下母子保健係長、八丁母子保健事務担当主査、高橋相談支援係長 子ども育成課：高柳課長、星野課長補佐、下口保育整備係長、大石庶務・幼稚園係長 児童課：野々村課長、小町課長補佐、森藤本町児童館長、小川主任児童厚生員 子ども総務課：姫野課長、小澤課長補佐、幸野主任、小山主事</p> <p>●欠席者：なし</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	3名
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 事務連絡</p> <p>3. 審議</p> <p>(1) 子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について</p> <p>(2) 区域設定について</p> <p>(1) 13事業について</p> <p>4. 報告</p> <p>○東村山市保育施策の推進に関する基本方針(案)について</p> <p>5. その他</p> <p>○次回のテーマ</p> <p>○次回の日程について</p> <p>6. 閉会</p>				
問い合わせ先	担当者名	子ども総務課 小澤			
	電話番号	042-393-5111 (内線3262)			
	ファックス番号	042-394-7399			

会 議 経 過

1. 開会

2. 事務連絡

○会長

- ・事務局に配布資料の説明と事務連絡を求めた。

○事務局

- ・事務局より次の点について説明が行われた。

①配付資料

②傍聴人の待機状況

③委員へ傍聴の承認を求める

④会議録の修正事項

⑤東村山市レインボープランの配布について

- ・①、②、③は事務局からの説明が了承された
- ・④は、訂正部分は事務局に提出

≪傍聴者入場（3名）≫

3. 審議

○会長

9月30日に説明のあったニーズ調査は委員の意見を参考に、事務局と職務代理とで若干の文言の修正を行い、すでに実施している。

- ・調査票の回収率等について事務局に説明を求めた。

○事務局

- ・事務局より調査票の回収状況・回収率向上に向けた取組について説明が行われた。

報告内容：本日（11月19日）現在の回収数（859通）、
回収率（未就学児61.3%、小学生60.6%）
回収率向上のための対策内容

○会長

回収率が60%を超えたという事は皆様の努力の成果が表れたものと思う。実際の仕事はこれからなので、引き続き協力をお願いしたい。

本日の審議事項は「事業計画の骨子」、「区域設定」、「13事業」の3つがある。

- ・本日の審議事項について事務局に説明を求めた。

○事務局

・事務局より子ども・子育て支援事業計画骨子（案）について資料3をもとに説明が行われた。

○会長

各委員、全体の計画という事で、イメージができたか。

○A委員

全体のイメージについてももう少し噛み砕いた説明をお願いしたい。

○B委員

子ども・子育て会議というのは、この骨子（案）そのものについて審議をするということか。第4章の事業計画についてこの会議で話し合われるというイメージがあるが、第2章のレインボープランの検証や評価などについても各委員が理解をする必要があると考えている。

また、「子ども・子育ての意義・基本理念」については、ここが一番大事だと考えている。これはどこかできちんと話し合われるのか。

○C委員

この会議の中では、国の基本指針に書かれている「子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについて責任を果たす事や、子育ての権利を享受する事が可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに関する負担や不安、孤立感を和らげる事を通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる事が出来るような支援をしていく事である」という事が大前提であるので、そこを東村山市としてどうしていくのかを話し合いたいと思う。そこから、事業計画の話をしていくのではないか。

○D委員

第4章、事業計画の2の3に「特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制」という項目があるが、特別な支援が必要な子どものニーズ調査はされる予定があるのか、もしくは今回の調査でニーズは拾えていると考えているのか。

○会長

意見が4人の方から出たが、A委員は具体的に説明を求める箇所はあるか。

○A委員

実際の流れをもう少し説明していただきたい。

○会長

重要な問題がたくさん出た。実際に事業計画という文章にする時には原案は事務局が作る事になると思うが、1章1章吟味し、会議として議論を深めていく。また、第3章のところは相当議論が必要であると思う。レインボープランの扱いについては今後の議論になると考えている。

特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制については、区域毎であるのか、全体の量と数を勘案しなければいけないのかといった議論になると思う。

A委員の意見は、以前配付された全体の年間計画から会議の回数の変更などもありまだ判然としない部分があるということか。

- ・委員からの質問について事務局に説明を求めた。

○事務局

- ・事務局より委員からの質問について配付資料をもとに説明が行われた。

- ①前提として今回示した骨子（案）は1つのサンプルであり、今後国や東京都とやり取りした中で更新していく。
- ②第2章「東村山子育てレインボープランの検証・評価」については、このレインボープランを検証している児童育成計画推進部会が別があり、そこで27年度以降に引き継ぐべき内容を協議している。そのため、この会議でゼロから議論するのではなく、今までの計画の検証・反省点をまとめたものを報告させていただく。
- ③特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制については、国の方でもこれから検討していくというところである。

○会長

特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制については、何か調査は行っているのか。

○事務局

ニーズ調査や補足調査以外に調査は行っていない。

○職務代理

今後市町村として区域を設定するに当たって、回収率が60%を超えたという報告があったので、ある程度客観的なものが出てくるわけである。については、様々な分野から委員が選任されているのだから、その立場で各委員が感じている東村山市の現状について、自分の関係するところでは何を大事だと考えているかという意見を出してもらいたいと思う。

○会長

子ども・子育て支援についてはワーク・ライフ・バランスの考え方が最も重要であり、このことはきちんと議論するように国の設計図にも描かれている。全体としては質の問題も考えていくということであるが、どうしてもアンケート結果や量の確保の議論を先行させ、国に見込みを報告しなくてはならない事情もあり混乱もある。

今日の主な議題は区域の設定であるが、それぞれの立場で何を大切に考えているかという事を時間の許す範囲で意見をいただけないか。

○B委員

職務代理の提案のように、それぞれの立場で抱える課題を共有したいと思うが、突然振られても答えづらいので宿題にさせていただきたい。それぞれの委員の関係団体と話した上で、また、委員からのそれぞれの思いを出していくことで、時間はかかると思うが、東村山市の抱える色々な分野の課題も見えてくるのではないか。その文章でまとめたものをそれぞれ提出するというのはいかがか。

○会長

B委員の提案はいかがか。3月までにあと4回、そういった議論は出来ると思う。

○C委員

特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制について、東村山市ではアレルギーのお子さんもお預かりしてると思うから、アレルギーのお子さんがここに入るのかということを確認して確認したい。

○E委員

特別な支援という言葉が示す枠を説明していただきたい。

○会長

特別な支援がどの辺りまでを考えているかということは決めておかないとエリアが分けられない。

- ・特別な支援の対象について事務局に説明を求めた。

○事務局

特別な支援が必要な子どもがどういうところまでなのかは現在国でも議論されている。国の子ども・子育て会議の状況も踏まえつつ検討し、あらためて提示させて頂きたい。

○会長

こういった課題があるという事を今日の共通認識としたい。
他に意見はあるか。

○B委員

量の見込みを出してしまうと施設の事ばかり考えてしまうが、13事業の事もしっかりと話し合う必要があると思う。0・1・2歳児は在宅で子育てしているお母さんが圧倒的に多い。比重としてももう少し分かるようにしていただきたい。

○会長

・13事業について事務局に説明を求めた。

○事務局

教育保育の提供区域の設定と13事業については密接に関係しているためセットで説明させていただきたい。

○会長

・教育保育の提供区域の設定と13事業について事務局に説明を求めた。

○事務局

・教育保育の提供区域の設定について、第2回の会議資料No.2と本日の配布資料4をもとに説明が行われた。

主な説明内容：提供区域設定の必要性、東京都への報告時期、当市のスケジュール、提供区域数の多い場合と少ない場合のメリットとデメリット、提供区域の設定に関する考え方等

○事務局

・13事業について、資料5と資料6をもとに説明が行われた。

主な説明内容：現在東村山市で行っている事業、新制度に基づく新規事業の概要等

○会長

説明だけではわかりづらいということがあれば、先に質問を受け付けたいが、いかがか。私からの質問となるが、⑧の育児支援ヘルパー事業だけが書いてあるが養育支援訪問事業は東村山市ではまだ行っていないということか。

○事務局

現在この事業については努力義務の中で育児支援ヘルパー事業として実施している。

○会長

養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会という言葉が入っているが、東村山市における事業名の中には育児支援ヘルパー事業としか書いていないということは正しいのか。現にやっていないということであれば今後の課題ということに理解する。

○事務局

現在、養育支援訪問事業は、育児・家事援助につきましては、育児支援ヘルパー事業として、また、専門相談支援につきましては、子ども家庭支援センター職員が行なっているところでございます。その他、要保護児童対策地域協議会も子ども家庭支援センターが調整機関となり開催しております。

○会長

実際に行っているのであれば、13事業の「市が行っている事業」というところに入って行くべきではないか。これらの13事業の中で、医療養護施設への依頼、訪問事業、妊婦検診などは空間的に配置されない。残りの部分をどう配置するかが区域の設定に関わる。

○職務代理

13事業の中の「④多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」について、どこまで具体化するかということも含めてここで議論していくという捉え方でよいか。

○事務局

13事業は子ども・子育て支援法に定められているが、新規事業については、子ども・子育て会議でもほとんど議論されていない。

○E委員

この13事業の中で、区域設定を必要とするものはどの分野なのか。

○事務局

13事業についてすべて区域を定めなければいけないということになっているが、今議論があったように、事業の性質上、1区域でこと足りるようなものやそれぞれ性質が異なるものもある。そのあたりは次回以降に案を示したい。

○F 委員

例えば認証保育所は今 13 時間の開所だと思うが、事業概要の延長保育事業のところに第六保育園と第六保育園以外と書かれている。ほかにも市内の企業などで受け皿になっているところはあると思う。そういうところの量はここには反映されないのか。

○事務局

平成 27 年度からの子ども・子育て支援法に基づくことを前提としているため現段階では認可保育所のみ掲載した。認証保育所については新制度へ移行できるかが課題になっている。認証保育所は東京都の事業で、当市のみならず他市においても新法でどう位置付けていくのかは課題になっているため、情報が入り次第提供させていただきたい。

○C 委員

13 事業の中の 4 番目の、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」と資料 2 の 5 ページにある、「施設の認可により既存の施設の不調和、過当競争、施設の乱立などが生じないよう区域の設定を慎重に検討する必要がある」というのは方向性が全然違うように感じる。市としてどのように考えているのか。

○事務局

この事業は、国の子ども・子育て会議の資料でもほとんど触れられていない新規事業で、情報がない。情報が入り次第説明させていただきたい。

○会長

議論の余地はあるかと思うが、市の方も今のところ動きがとれないということか。それでは次の議題の 13 事業の区域設定に移る。

○B 委員

分割する区域が多い場合、保護者は自分が住む区域外の施設も選択することができるのか。自分が住む町の隣の施設に行きたいということは現在もある。

また、待機児童の問題に関わるが、自分の住む区域以外の施設を選択する場合に区域による優先度などは設定されるのか。また幼稚園は一緒に扱いになるのか。幼稚園はそれぞれ独自のことをやっており、園バスで市外からも園児が来ていたりもする。

○G 委員

幼稚園は当市の場合だと隣接した市からも多くの園児がきている。そのため広域の調整をどう考えるのかということがはっきりしないと区域割りもとらえられないと思う。その点も含めて市の考え方をお聞きしたい。

○事務局

前回の配付資料 No.2「教育・保育の提供区域の設定について」の4「東村山市の区域の設定の考え方」で関係するところを触れている。「区域ごとに定める量の見込み等については、地域の実情を踏まえ社会的流出入等を勘案する」ということで、この会議で意見を聞いて最終的に調整する事項になっている。また、東京都が広域調整の役割を担っている部分もあり、東京都また近隣市とも情報交換をしていかなければならないと考えている。

国や市が保育の必要性を認定して施設を斡旋していくということが概ね決まっているが、他区域に行くとは不利になるということはない。国の会議でも今まさに議論されているため、あらためて提示させて頂きたい。

○H委員

今回の調査の結果で、どの地区でどの施設が望まれていて、どれくらい足りないのかということが具体的な数字で提示されれば、区域設定が有効な計画が立てられるのではないかと。そこが決まれば、13事業のそれぞれが区域ごとに充実しているかどうかを図れると考えている。

○事務局

教育・保育の提供区域設定については、具体的な案を提次回会議に提示する。

また、教育・保育の提供区域については幼稚園と保育所、認定こども園については1つのくくりであり、これを細分化することはできない。

○職務代理

区域設定の問題を考えると、東村山市の幼稚園の現状は大事だと感じる。特別支援保育等も含めた今後の課題を事務局で整理して頂きたい。またそれにあたって各委員からもそれぞれの持ち場から見て、新しい施策に反映してほしい要望を頂きたい。

○会長

一号認定、二号認定、三号認定について今回の調査から推計は出るのか。

○事務局

今回の調査は、現在の利用状況、今後の利用規模、ニーズの把握等を行い、それを基に分析をし、「量の見込み」を算出することになっている。市独自の補足調査もやっているのでこれも活用できるところは活用したいと考えている。

○会長

・報告事項について事務局に説明を求めた。

4. 報告

○事務局

・事務局より資料8「東村山市保育施策の推進に関する基本方針（案）」をもとに説明が行われた。

5. その他 ○次回の日程など

○会長

次回には調査結果の概要がわかるということと、1月までに区域の設定を行わなければいけないということが差し迫った課題である。

・今後の会議の進め方と次回の会議日程について事務局に説明を求め、平成25年12月17日（火）に決定した。

○会長

欠席者について、オブザーバーの参加は可能か。

○事務局

代理人の出席は認められていない。

6. 閉会